

## 民法（親子法制）等の改正に関する中間試案（案）

（注）本部会資料においては、中間試案の案を太字で示し、前回たたき台からの変更点等につき補足  
5 説明を記載している。

## 第1 懲戒権に関する規定等の見直し

## 1 懲戒権に関する規定の見直し

懲戒権に関する規定の見直しについては、次のいずれかの案によるものとする。

10 【甲案】 民法第822条を削除する。

【乙案】 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、その子に対し、第820条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる（注1）。ただし、体罰を加えることはできない（注2）（注3）。

15 【丙案】 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

（注1）「指示及び指導」に代えて、「指示及び助言」とすることについて、引き続き検討する。

20 （注2）（注1）において「指示及び助言」を採用した場合には、ただし書の規律を設けないことも考えられる。

（注3）乙案及び丙案における「体罰」は、㊦子に肉体的な苦痛を与えること、  
㊧その肉体的苦痛が子の問題行動に対する制裁として行われることを要素とするものであり、殴る、蹴るといった暴力のみならず、例えば、長時間正座させること、食事を与えないことなども含み得ることを前提としている。また、児童虐待の防止等に関する法律第2条における「児童虐待」に当たるものは、乙案及び丙案の「体罰」に該当することがあることに加え、いずれの案においても、民法第820条の「監護及び教育」の範囲には含まれず、親権の行使として許容されないものである（「児童虐待」に至らないものの、罵詈雑言等の子の人格を傷付けるような行為についても同様。）ことを前提  
25 としているが、後記「2」のとおり、同条の規定を見直し、親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならないことを規定することにより、この点がより明確になるものと考えられる。

## 35 （たたき台からの変更点）

本文（注2）は、「指示及び助言」を採用した場合に、体罰の禁止についてどのよう

な文言を用いるかを問題とするものではなく、別途体罰を禁止する旨の規律自体を設けないことも考えられることを付記するものであるから、これを端的に示す観点から表現を修正した。

本文（注3）では、乙案及び丙案が禁止しようとする「体罰」の概念を明らかにするため、その判断要素や具体例を記載することとした。また、従前から、体罰のみならず児童虐待防止等に関する法律第2条における「児童虐待」に当たるものや、子の人格を傷付けるような行為については、民法第820条の「監護及び教育」に必要かつ相当な範囲を超えるものとして許容されないものと解されており、その解釈は、見直し後も当然妥当すると考えられることから、いずれの案においても、これらの行為が禁止されることを前提としていることを確認的に記載するとともに、同条に、親権者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならないことを規定する旨の見直しを、このような従前の解釈をより明確にする趣旨であることも記載することとした。

## 15 2 懲戒権に関する規定の見直しに伴う民法第820条の見直し

(1) 懲戒権に関する規定の見直しに伴い、親権者の一般的な権利義務を定めた民法第820条を次のように改める。

① 親権を行う者は、子の利益のために監護及び教育をする権利を有し、義務を負う（注）。

20 ② 親権を行う者は、①の監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない。

(2) 居所指定権を定める民法第821条及び職業許可権を定める民法第823条を見直すことについては、慎重に検討する。

(注)「権利を有し、義務を負う」に代えて、「義務を負い、権利を有する」とする  
25 ことについて、引き続き検討する。

(たたき台からの変更点)

部会資料13-1からの変更はない。

## 30 第2 嫡出の推定の見直し等

### 1 嫡出の推定の見直し

民法第772条の規律を次のように改める。

① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立の日の後に出産した子であるときは、同様とする。

35 ② 婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する（注1）。

③ 婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子であって、妻が前夫以外の男性と再婚した後に出生したのものについて、①及び②の規律にかかわらず、再婚後の夫の子と推定することとし、その適用範囲については、次の2

案を引き続き検討する（注1）（注2）。

【甲案】一律に再婚後の夫の子と推定する案

離婚及び死別による婚姻の解消並びに婚姻の取消しの場合に適用する。

5 【乙案】前夫の死亡の場合を除き、再婚後の夫の子と推定する案

離婚による婚姻の解消及び婚姻の取消しの場合に適用し、死別の場合には適用しない（前夫の子と推定する。）。

（注1）子の出生時に妻が前夫以外の男性と再婚していないときにも、前夫の子と推定しないこと（例えば、①について「妻が婚姻中に出産した子は、夫の子と推定する。」とし、②、③の規律を設けないなど）については、その子と前夫との間に生物学上の父子関係がある蓋然性の有無や、離婚後に生まれた子に当然には法律上の父が確保されないことになること等に留意しつつ、引き続き検討する。

（注2）民法第910条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）を参考として、前夫についての相続の開始後、再婚後の夫の子との推定が否認されたことによって前夫の相続人となった子が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有するとすることについては、引き続き検討する。

20 （たたき台からの変更点）

本部会では、妻が婚姻前に懐胎し、その後、夫と婚姻をしたが、婚姻の解消又は取消しに至った後に出産した子について、その夫の子との推定が及ぶことを前提として議論をし、特段異論はなかったものの、それは従前の①及び②の規律からは必ずしも明確ではなかった。

25 そこで、本文①の第2文の規律について、従前「妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻中に出産した子であるときは、同様とする。」と提案していたが、「妻が婚姻前に懐胎した子であっても、妻が婚姻の成立の日の後に出産した子であるときは、同様とする。」とすることで、妻が婚姻前に懐胎し、その後、夫と婚姻をしたが、婚姻の解消又は取消しに至った後に出産した子について、その夫の子との推定が及ぶことを明確にした。

30 その他、本文③について、分かりやすさの観点から【甲案】と【乙案】の共通部分をまず記載した上で、各案を整理するなど表現を修正するなどしたが、部会資料13-2からの実質的な変更はない。

35 2 再婚後の夫の子との推定に対する嫡出否認の効果

否認権者（注）の否認権の行使により再婚後の夫の子との推定が否認されたときは、再婚後の夫と子との間の父子関係は出生の時に遡って消滅し、子は出生の時から前夫の子と推定することとする。

（注）再婚後の夫、前夫、子、第4の2の【乙案】の母を想定している。

(たたき台からの変更点)

表現を修正したほか、部会資料13-2からの変更点はない。

5 第3 女性の再婚禁止期間の見直し

女性の再婚禁止期間に関する民法第733条の見直しに関して、次の2案のいずれかによるものとする。

【甲案】第2の1③の【甲案】を前提にするもの

女性の再婚禁止期間に関する民法第733条を削除する。

10 【乙案】第2の1③の【乙案】を前提にするもの

① 女性の再婚禁止期間に関する民法第733条を削除する。

② 前夫の子との推定と再婚後の夫の子との推定とが重複する場合には、父を定めることを目的とする訴えにより父を定めることとする。

15 (たたき台からの変更点)

表現を修正したほか、部会資料13-2からの変更点はない。

第4 嫡出否認制度の見直し

1 夫の否認権の見直し

20 夫の否認権については、その行使期間に関する、民法第777条を見直し、夫が提起する嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から【3年】【5年】以内に提起しなければならないこととするほかは、現行法のとおりとする。

(たたき台からの変更点)

25 表現を修正したが、部会資料13-3からの実質的な変更点はない。

2 子及び母の否認権の新設

30 夫にのみ否認権を認める民法第774条を見直し、子又は母にも否認権を認めることとし、その具体的な規律として、子が未成年の間に行使されることを前提に、次の2案のいずれかによるものとする(後注)。

【甲案】未成年の子の否認権を認める案(母の否認権は認めない。)

① 民法第772条の場合(注1)において、子は、自らが嫡出であることを否認することができる。

② ①の否認権は、夫に対する嫡出否認の訴えによって行う。

35 ③ 子の母又は子の未成年後見人は、その子のために、②の訴えを提起することができる(注2)。

④ ②の訴えは、子の出生の時から【3年】【5年】以内に提起しなければならない。

【乙案】未成年の子の否認権及び母の否認権を認める案

(1) 未成年の子の否認権（注3）

- ① 民法第772条の場合において、子は、自らが嫡出であることを否認することができる（【甲案】①と同じ）。
- ② ①の否認権は、母の夫に対する嫡出否認の訴えによって行う（【甲案】②と同じ）。
- ③ 子の親権を行う母又は子の未成年後見人は、その子のために、②の嫡出否認の訴えを提起することができる。
- ④ ②の訴えは、子の出生の時から【3年】【5年】以内に提起しなければならない（【甲案】④と同じ）。

(2) 母の否認権

- ① 民法第772条の場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。
- ② 母の否認権は、夫に対する嫡出否認の訴えによって行う。
- ③ ②の訴えは、子の出生の時から【3年】【5年】以内に提起しなければならない。

（注1）第2の1による見直し後の民法第772条を想定している。以下、同じ。

（注2）子の親権を行わない母が子に代わって行使することの相当性について引き続き検討する。

（注3）母に否認権を認めることとした場合に、(1)の未成年の子の否認権を認めるか否かについて引き続き検討する。

（後注）成年等の子の否認権の行使期間については、子が自らの判断で否認権を行使することを認めるべきかという観点から、第5の1において更に検討する。

（たたき台からの変更点）

1 部会資料13-3では、現行の民法第774条の規定ぶりに従い、【甲案】①において「民法第772条の場合において」と記載していたが、本試案（案）第2の1では、民法第772条の規律の見直しも提案していることから、その見直し後の規律を前提とすることを明らかにする趣旨で、本文（注1）として、「第2の1による見直し後の民法第772条を想定している。」と付記することとしている。

なお、本試案（案）では、【乙案】(1)①、(2)①、第5の1【乙案】①においても、「民法第772条の場合において」と記載しているが、これらについても、同様に、第2の1の見直し後の規律を前提としており、これらについても同様である。

2 【甲案】でも、親権を行わない母に子の否認権の行使を認めることの当否について引き続き検討することからその旨を本文（注2）に記載することとしている。

また、部会資料13-3では、母と共に親権を行う夫の地位及び親権を行わない母による特別代理人の選任の請求について、【甲案】の注1及び注2に記載していた。

しかし、【甲案】では、母の親権の有無に関わらず、母に子の否認権の行使を認め

ることとする案を主として提案することとしたことに伴い、これらの規律については、本試案（案）からは削除することとしている。なお、本文（注2）の検討により、親権を行わない母に子の否認権の行使を認めないこととした場合には、母と共に親権を行う夫の地位及び親権を行わない母による特別代理人の選任の請求に関する規律を設ける必要があることから、その旨を必要に応じて、補足説明において記載することを予定している。

3 部会資料13-3では、【甲案】の③につき、「子の母は、その子のために、②の訴えを提起することができる」ものとし、④につき「子の未成年後見人は、子の母がいない場合に限り、②の訴えを提起することができる」ものとするとの提案をしていた。

もともと、改めて検討したところ、離婚後に単独親権者である母の親権が制限された場合や、離婚後に単独親権者である父の親権が制限された場合など、親権を行わない母がいる場合であっても、未成年後見人が選任されることがあるところ、このような事案においても、未成年後見人に子の否認権の行使を認めることが適切であると考えられることから、「子の母がいない場合に限り」否認権を行使することができるものとするとは相当でないと考えられる。

そこで、本部会資料では、本文③において、「子の母又は子の未成年後見人は、その子のために、②の訴えを提起することができる」ものとするとし、未成年後見人が選任されている場合には、未成年後見人も、未成年の子の否認権を行使することができることと明らかにすることとしている。

4 その他表現の修正を行ったが、実質的な変更はない。

### 3 再婚後の夫の子であると推定する子についての前夫の否認権の新設

第2の1③の規律により再婚後の夫の子であると推定する子について（注1）、次のような規律の下、前夫に否認権を認めるものとする。

#### (1) 再婚後の夫の子であるという推定に関する否認権

① 第2の1③の規律により、生まれた子を再婚後の夫の子であると推定する場合において、前夫は、子が再婚後の夫の嫡出であることを否認することができる。

② ①の否認権は、再婚後の夫及び子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。

③ ②の訴えは、前夫が子の出生を知った時から【3年】【5年】以内に提起しなければならない。

④ 前夫による嫡出否認については、再婚後の夫と子との間に生物学上の父子関係がないことに加え、次の2案のいずれかを充たす必要がある。

【甲案】前夫と子との間の生物学上の父子関係があることを必要とする案  
訴訟要件として、前夫と子との間に生物学上の父子関係があることを要する。

【乙案】子の福祉に関する要件を課す案

再婚後の夫の子であるという推定を否認することが子の福祉に反することが明らかである場合には否認することができない。

⑤ 前夫は、自らの否認権の行使により再婚後の夫の子であるという推定が否認されたときは、自らの子であるという推定を否認することができない（注2）（注3）。

(2) 再婚後の夫の子であるという推定が否定された場合における前夫の子であるという推定に対する否認権

(1)の規律に基づく前夫による否認権の行使以外の理由により、再婚後の夫の子であるという推定を否定する嫡出否認又は父子関係不存在確認の審判又は判決が確定した場合に、前夫は、当該審判又は判決が確定したことを知った時から1年を経過したときは、その否認権を行使することができないこととする（注4）。

(注1) 第2の1③によれば、婚姻の解消又は取消し（第2の1③【甲案】による場合。第2の1③【乙案】による場合は、離婚による婚姻の解消又は婚姻の取消し）の日から300日以内に生まれた子であって、母が前夫以外の男性と再婚をした後に出産したものは、再婚後の夫の子と推定する。

なお、再婚後の夫は、1の規律（夫の否認権）により、この推定に対する否認権を有することを想定している。

(注2) 第2の2の規律（再婚後の夫の子であるという推定に対する嫡出否認の効果）は、前夫が、否認権を行使したことにより、再婚後の夫の子との推定が否認された場合にも適用されることを前提としている。

(注3) 第2の2の規律によれば、前夫以外の者の否認権の行使により、再婚後の夫の子であるという推定が否認されたときは、子は出生の時から前夫の子であると推定することになるが、この場合には、前夫は当該推定についての否認権を行使できることを前提としている。

(注4) (1)の規律に基づく前夫による否認権の行使以外の理由により、再婚後の夫の子との推定を否定する嫡出否認又は父子関係不存在確認の審判又は判決が確定したときに、前夫がその事実を知る機会を保障するため、当該審判又は判決をした裁判所が、当該審判及び判決の内容を通知する制度を設けることの要否並びに当該制度を設けるものとした場合に、記録上通知先が判明していない場合の取扱いも含め、例外的に通知を要しない場合を認めることの可否や裁判所が通知すべき事項について、引き続き検討する。

（たたき台からの変更点）

1 本文(1)の提案について

(1) 中間試案として提示するに当たり、国民等に分かりやすい記載とすべきとの指摘があったことから、本文(1)①として、「第2の1③の規律により、生まれた子を再婚後の夫の子であると推定する場合において、前夫は、子が再婚後の夫の嫡出であることを否認することができる。」との規律を追加し、本文(1)②以下の提

案の前提として、前夫が、再婚後の夫の子であるという推定に対する否認権を有することを明示することとした。

(2) 本文③及び④の規律について、表現の修正をした。

5 (3) 部会資料13-3では(1)④として、「再婚後の夫の子との推定が否認されたときは、再婚後の夫と子との間の父子関係は子の出生の時に遡って消滅し、子は出生の時から前夫の子と推定する」との規律を記載していたが、第13回会議において、この記載と本文第2の2の規律の記載との関係を整理すべきとの指摘があったことから、本文第2の3では重ねて記載することはせず、本文第2の2の規律がこの場合にも適用されるものであることを本文(注2)において付記することとしている。

2 本文(2)の提案について

部会資料13-3では注4において、「(1)の規律に基づく前夫による否認権の行使以外の理由により、再婚後の夫の子との推定を否定する嫡出否認又は父子関係不  
15 存在確認の審判又は判決が確定したときに、前夫がその事実を知る機会を保障するため、当該審判又は判決をした裁判所が、当該審判及び判決の内容を通知する制度を設けることの要否並びに裁判所が通知すべき範囲について、引き続き検討する。」との提案をしていたが、改めて検討したところ、「裁判所が通知すべき範囲」の意義が明確でないことから、これまでの部会での議論を踏まえ、引き続き検討する事項を、「当該制度を設けるものとした場合に、記録上通知先が判明していない場合の取扱いも含め、例外的に通知を要しない場合を認めることの当否や裁判所が通知すべき事項」と明記することとしている。

20 以上のほか、表現等の修正をしたが、実質的な変更はない。

## 第5 嫡出否認制度に関するその他の見直し

### 25 1 成年等に達した子の否認権の新設

成年等に達した子の否認権について、次の2案を検討する。

#### 【甲案】現行法のとおりとする案

成年等に達した子の否認権は認めない。

#### 【乙案】成年等に達した子の否認権を認める案（後注）

30 次の規律の下、成年等に達した子の否認権を認める。

① 子は、民法第772条の場合において、未成年の子の否認権の行使期間（注1）が経過しているときであっても、【成年（注2）】【25歳】に達した日から【3年】【5年】を経過するまでは、なお否認権を行使することができる（注3）。

35 ② 子は、母の夫との間に生物学上の父子関係がない場合であっても、一定の要件（注4）を充足するときは、否認をすることができない。

③ 子によって提起された嫡出否認の訴えを認容する確定判決及び子によって申し立てられた嫡出否認の調停についての確定した合意に相当する審判の効力は、子の出生の時に遡って効力を生ずる（注5）。

(注1) 第4の2【甲案】④及び【乙案】(1)④の期間をいう。

(注2) 現時点では20歳であるが、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。令和4年4月1日施行)による改正後は18歳である。以下同じ。

5 (注3) なお、夫又は未成年の子の否認権の行使により提起された嫡出否認の訴えに対する棄却判決が確定し、子が当該判決に拘束される場合には、成年等に達した子の否認権の行使はできないことを想定している。

(注4) 「一定の要件」については引き続き検討するが、例えば、父と子との同居の有無及び期間、父による子の監護の有無及び程度その他一切の事情を考慮して、一定期間父子関係の実体があったこととすることが考えられる。(注5) 子の扶養に要する費用の負担、相続、親権者としての行為等、民法第772条によって推定される父子関係を前提に行われた各行為の効力に関して嫡出否認の確定判決及び確定した審判の遡及効を制限することについては、遡及効を認めることにより父又は子が被る不利益の有無及び程度、第三者の利益を保護する必要性を踏まえ、引き続き検討する。

15 (後注) 成年等に達した子の否認権と嫡出否認の訴えの関係については、この否認権に関する具体的な規律、夫若しくは母等により申し立てられた調停における確定した合意に相当する審判又は夫若しくは母等により提起された嫡出否認の訴えに対する確定判決又は子によって申し立てられた嫡出否認の調停についての確定した合意に相当する審判に子が拘束されることの当否等に関する議論状況を踏まえ、引き続き検討する。

#### (たたき台からの変更点)

1 1の表題について、部会資料13-3では、「成年に達した子の否認権」と記載していたが、【乙案】①では否認権行使の起算点について、成年とする案と25歳とする案を併記していることから、25歳に達した者も含むことを明らかにするため、  
25 「成年等に達した子の否認権」と修正している。

2 また、【乙案】①に関し、「成年」との提案については、改正法の前後により具体的な年齢の変更があることを本文(注2)に付記した。

30 また、本部会の議論では、成年等に達した子の否認権は推定される父子関係を否認するものである以上、夫や未成年の子の否認権の行使により提起された嫡出否認の訴えに対する棄却判決が確定した場合には、その既判力ないし対世的効力が及び、成年等に達した子もそれに拘束され、成年等に達した子の否認権を行使することはできないとの意見等が有力であった。そこで、成年等に達した子の否認権が利用される場面を明確にするために、夫又は未成年の子の否認権の行使により提起された  
35 嫡出否認の訴えに対する棄却判決が確定し、子が当該判決に拘束される場合には、成年等に達した子の否認権の行使はできない旨を本文(注3)に付記している。

3 その他【甲案】及び【乙案】に表題を付すなど表現の修正をしたが、部会資料13-3からの実質的な変更はない。

## 2 父子関係の当事者の一方が死亡した場合の規律の見直し

### (1) 否認権者が死亡した場合の規律

夫又は子が死亡した場合に、これらの者が提起すべき嫡出否認の訴えの提訴権者及び訴訟手続の終了及び受継に関する規律について、次の2案のいずれかによるものとする。

【甲案】現行の規律を基礎としつつ、否認権者の見直しに伴う見直しを行う案

#### ア 夫の否認権

現行法のとおり（注1）。

#### イ 子の否認権（注2）

- ① 子が、その否認権の行使期間内に、その期間が経過する前に、嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、嫡出否認の訴えを提起することができる。

この場合において、子の直系卑属又はその法定代理人は、子の死亡の日から1年を経過した日又は子が【成年】【25歳】に達した日から【3年】【5年】を経過した日のいずれか遅い日までにその訴えを提起しなければならない。

- ② 子が嫡出否認の訴えを提起した後に死亡した場合には、子の直系卑属又はその法定代理人は、子の死亡の日から6か月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

【乙案】人事訴訟法第41条を削除する案

#### ア 夫の否認権

人事訴訟法第41条は削除する。

#### イ 子の否認権

【甲案】イと同じ。

### (2) 否認権を行使する父子関係の他方当事者が死亡した場合の規律

夫及び子の否認権に関して、当該否認権により否認される父子関係の他方当事者が死亡した場合の規律として、次のような規律を設ける。

#### ア 夫の否認権（子が死亡した場合）

現行法のとおり。

#### イ 子の否認権（夫が死亡した場合）（注3）

- ① 子の否認権を行使する場合において、夫が死亡しているときは、検察官を被告とする。

- ② 子の否認権による嫡出否認の訴えが提起された場合において、被告である夫が死亡したときは、検察官を被告として訴訟を迫行する。

（注1）子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が嫡出否認の訴えを提起することができる期間を夫の死亡の日から1年以内としている人事訴訟法第41条第1項後段の規律を見直すことについては、第4の1の見直しの在り方を踏まえ、引き続き検討する。

(注2) 1の【乙案】を採用して、成年等に達した子の否認権を認めることとした場合に限る。

(注3) 成年等に達した子の否認権を認めることとした場合のみならず、未成年の子の否認権を認めることとした場合にも、このような規律を設けることを想定している。

(たたき台からの変更点)

第13回会議での指摘を踏まえて本文(注1)を付記し、表現を修正したほかは、部会資料13-3から実質的な変更はない。

## 第6 嫡出推定制度の見直しに伴うその他の検討事項

### 1 嫡出の承認の制度の見直しに関する検討

第4(嫡出否認制度の見直し)により、否認権者の範囲を拡大し、否認権の行使期間を伸張することに伴い、子の身分関係の安定を図る観点から嫡出の承認に関する民法第776条を実効化するための方策(注)を設けることについて、引き続き検討する。

(注) 民法第776条を実効化するための方策としては、同条の要件を明確化することや、一定の期間経過等により、社会的な親子関係が形成されているといえる場合には、嫡出の承認があったものとみなすことなどが考えられる。

(たたき台からの変更点)

表現を修正したほか、部会資料13-4からの実質的な変更はない。

### 2 第三者の提供精子により生まれた子の父子関係に関する検討

第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の父子関係に関し、第4(嫡出否認制度の見直し)により否認権者の範囲を拡大することとした場合には、これにより否認権を認められることとなる者について、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条の規律に対応した否認権の制限に関する規律を設けることなどの必要性について、引き続き検討する。

(たたき台からの変更点)

第13回会議での指摘等を踏まえ表現を修正したほか、部会資料13-5からの実質的な変更はない。

### 3 認知制度の見直しに関する検討

#### (1) 未成年の子の認知に関する規律の見直し

(2)の見直しに伴って、嫡出でない未成年の子の認知に関し、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

嫡出でない子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。ただし、認知をしようとする者が子の父であることを証明したときは、この限りでない（注1）。

(2) 事実と反する認知の効力に関する見直し

5 事実と反する認知の効力に関する規律を、次のように見直すことについて、引き続き検討する。

① 認知が事実と反する場合であっても、②の規律により取り消されない限り、認知は有効とする。

② 認知が事実と反するときは、一定の取消権者は、一定の期間内に限り、その認知を取り消すことができる（注2）（注3）。

③ ②の取消しは、認知取消しの訴えによる。

④ 父が、反対の事実を知りつつ子に日本の国籍を取得させる目的その他の不正の目的で認知したときは、①の規律にかかわらず、その認知は無効とする。

⑤ 子が、反対の事実を知りつつ日本の国籍を取得する目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたとき、又は、子の法定代理人が、反対の事実を知りつつ子に日本の国籍を取得させる目的その他の不正の目的で認知の承諾をしたときも、④と同様とする（注4）。

(注1)【成年】【15歳】に達しない子の承諾については、その法定代理人によってされることを想定している。

(注2) 取消権者及び取消期間については、嫡出推定制度における否認権者及び否認権の行使期間に関する規律との均衡を考慮し、引き続き検討することとする。

(注3) 認知の取消事由については、①の案のほか、生物学上の父子関係がなく、かつ、認知者に生物学上の父子関係の有無やそのほかの事情について錯誤があった場合や、第三者による詐欺や強迫によって認知がされた場合に限り、認知の取消しを認めることとする案も考えられる。

(注4) 認知の無効事由については、④及び⑤の場合のみならず、認知者に認知意思や意思能力がない場合等にも、認知が無効となることを考えられる。

(たたき台からの変更点)

1 部会資料13-4では、本文(2)について、「認知の効力を争う手続に関する見直し」として、認知の取消しに関する規律と認知の無効に関する規律について、見直しの後の規律を提案していたが、改めて検討したところ、現行法の規律からの変更点が明確でないと考えられたことから、認知が事実と反する場合の認知の効力に関する規律を見直すものであることを明確にするよう、記載ぶりを改めた。

すなわち、①において、現行法上、認知が事実と反するときは当該認知は無効とされている点を見直し、認知は当然には無効とならず、②の規律により取り消され

るまでは、有効とすることを提案することを明記することとした。

そして、②において、一定の取消権者が一定の期間内に限り、認知を取り消すことができることを、また、③において、この取消しは認知取消しの訴えによるものとするを提案することとしている。

5      そしてその取消権者の範囲及び取消期間については、嫡出推定制度における否認権者及び否認権の行使期間に関する規律との均衡を考慮して定めることとするが相当であるから、その旨を注2に記載することとしている。

2      その他表現を修正したが、部会資料13-4からの実質的な変更はない。